



# ニューズレター 民事信託活用報

CIVILE TRUSTS BULLETIN FOR MEMBERS

2022年8月第2号

NPO 法人民事信託普及協会 | NPO 法人しらかみ終活相談所 016-0836 秋田県能代市寿域長根 48-181  
ウェブ <https://shintaku-coordinate.org> メール [office@shintaku-coordinate.org](mailto:office@shintaku-coordinate.org) 0185-74-6461

## この号の内容

- 1 はじめに
- 2 事例研究：「親なきあと」問題とは何？
- 3 民事信託活用の利点
- 4 成年後見人申し立て  
敢えなくとん挫
- 5 生命保険信託と信託  
会社の違い

## はじめに

### — 民事信託コーディネーター® 3名誕生 —

民事信託普及協会の設立趣旨である「民事信託契約組成のできる専門家の育成」を目指し、資格取得研修を実施した結果、資格取得試験に合格した新しい仲間 3 名が誕生しました。北原さん（北秋田市）、斎藤さん、山崎さん（能代市）の方々です。3 名の皆さんは、提携会員として、しらかみ終活相談所の相談者に対応するため、現在の相談員と共に同行研修を行いながら、実践デビューを目指します。また、現在しらかみ終活相談所が受任している作業について、一部を委託しその業務を担っていただきます。新たな提携会員の今後の活躍が楽しみです。

## 事例研究：「親なきあと」問題とは何？

あなたに3歳の子どもがいたとします。その子はあなたが年をとっても、ずっと3歳のままです。食べるもの、着る服、住むところも、あなたが面倒を見続けます。子どもはお金の管理など、自分ではできません。実際の生活年齢は積み重ねていくわけですが、精神年齢、知的能力は3歳のままだとしたら、あなたは安心して死んでくことはできません。障害を持つ家族の「親なきあと」とは、こういうことなのです。（「親なきあと」相談室主宰 渡部伸氏の著書より抜粋）

家族にとって自分が動けなくなった時、あるいは亡くなったあと、子どもの生活はどうなるのだろう。さらに何から手をつければ良いのかと、漠然とした不安を募らせているというのが、多くの親の現状だと思います。

（続く）

---

"一日でもこの子より長生きしたい" 障がいのある子を持つ親の共通の願い

---

(続き)

渡辺氏のご自身が障害のある子を持つ親として、不安を抱えながら親なきあとの課題を整理し、次の3つに集約できると話しています。

- ① お金で困らない準備をどうするか
- ② 生活の場はどのように確保するか
- ③ 日常生活で困ったときのフォローをどうするか

それぞれの課題について、利用できる行政の福祉サービスや民間の提供するサービスがありますが、特に①の「お金に困らない準備」を民事信託制度の観点から触れてみます。

◆ 知的障害のある40代の男性が、仕事帰りにほぼ毎日、客引きに連れていかれ、貯めていた1500万円を数か月で失ってしまったという事件が報道されました。お金はあったとしても、それが安全に管理され、本人のために使われなければ意味がありません。

そこで、このような事態を避ける方法として、民事信託（家族信託）の活用が推奨されています。しかし、民事信託の活用については、まだ以下のようなハードルがあると感じています。

- 受託者になる親族がない
- 相談を受けられる専門家にたどり着けない

上記の“ハードル”について、受託者の適任者がいない場合は、信託銀行や信託会社に受託者になっていただくということもできます（手数料の支払いが必要です）。また、最近では生命保険信託という商品の品数も増えてきていますので、検討してみることも良いと思います。私たち普及協会の取り組むべきところは、「相談を受けられる専門家がそばにいる」という環境を、如何にして整えるかということにあると考えています。そのためには、終活に関するセミナーや講習会の開催、あるいは個人・団体からの相談にも応じて、終活に資する民事信託制度活用の利点、ご家族の不安を軽減する仕組みなど、信託制度のPR活動を不断に継続していくことが重要になります。

普及協会に所属している会員はもちろん、そのほか私たちの活動にご理解いただいている方々も、共に協働して、民事信託制度（家族信託）の普及に取り組んでいきましょう。

しらかみ終活相談所は、東京都世田谷区に拠点を置く「親なきあと」相談室（主宰：渡部伸氏 | 社会保険労務士）の秋田県唯一のメンバーとなっています。<https://www.oyanakiato.com>

---

信託の仕組みを利用すれば、  
親が残したお金から定期的に  
一定額を子どもに渡してもらう  
ことができる

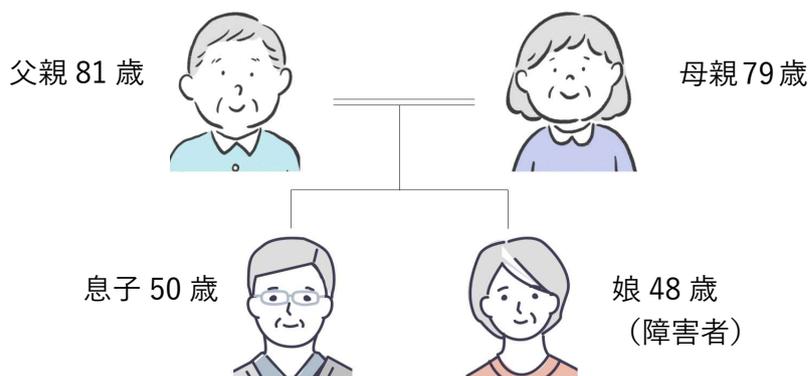
---



「親なきあと」相談室主宰 渡辺伸氏

## 民事信託活用の利点

信託という言葉は、文字通り「信じて託す」と解することができます。前項の事例研究に沿って、信託（信じて託す）の活用による財産の扱いと利点について概要を紹介します。



"遺言書"などでは実現できない、財産の処分方法が可能になる民事信託

父親夫婦は、自分たち親が亡くなったあと、障がいのある娘が生活に困らないようにするために、民事信託を活用しようと考えています。スキームとしては、父親の財産の一部を息子に信託し、親たちが亡くなった後、娘には毎月定額を給付することを委託します。

- 利点 1 父親から息子に財産を移転した場合、信託制度を利用すると、贈与税は課税されません。

やがて父親が亡くなり、母親も父親の死後数年して亡くなりました。息子が父親から預かった（受託した）財産の扱いはどうなるでしょう。

- 利点 2 息子の預かっている財産（信託財産）は、父親が亡くなって相続財産とはならず、「信託契約書」の内容に則って娘への定額給付が継続できます。

父親と息子で交わした信託契約（家族信託）が終了し、残余の財産があった場合は、この財産はどのようになるでしょう。

- 利点 3 残余の財産があった場合は、受託者（息子）に帰属するか、生前お世話になった施設へ寄付するなどの、帰属先の指定ができます。

他にも、父から預かった財産の処分は、子ども、孫などに対して連続して支給することも可能（最長信託期間 30 年）。など、さまざまな利点があります。以降のニュースレターでさらに紹介していきます。



CI VILE TRUSTS 民事信託

## 成年後見人申し立てあえなくとん挫

民事信託から離れ、成年後見制度の申し立てについての筆者の経験を取り上げます。後見人を希望する相談者と一緒に地元裁判所を訪れ、申し立てについての説明を聞きました。

まずは、ビデオの視聴から始まり、続いて必要書類の説明ですが、提出書類の多さに驚きました。

申立書（申立人、本人（被後見人）、申立趣旨、理由、動機、後見人候補者などの記入）、申立事情説明書、親族関係図、親族の意見書、後見人等候補者事情説明書、財産目録、相続財産目録、収支予定表、診断書・・・

相談者は、徐々に口数が少なくなり、申請書類を抱えて裁判所を出た二人は、顔を見合わせて「弁護士に依頼することにしますか（私）」、「でも、少し考えてみます（相談者）」。結局、相談者は成年後見人の申し立てをあきらめ、これまで通り、介護施設入所中の義理の兄の世話を続けることにしました。制度の利用者が伸び悩んでいるとのことですが、さもありなんと感じた次第でした。



"成年後見人" 弁護士への依頼も高額な手数料負担が足かせとなっているようです

## 生命保険信託と信託会社の違い

信託会社を利用する方は、ある程度まとまった財産を所有する富裕層向けと捉えている方が多いと思います。一方、生命保険信託は万一の際に生命保険で財産を作り出す「財産創出機能」と、財産を安全に管理する「財産管理機能」の両方の機能を持った保険サービスです。そのため、多額の財産を持たなくても利用できるという点が大きな違いだと考えられます。保険金を受取る場合、一括で受け取るほか、月々の受取りや、その額も柔軟に決定できる福祉型信託のような設定が可能となっています。保険契約者の体況や年齢などを考慮しつつ、生命保険信託を検討してみるのも良いのではないのでしょうか。

### NPO 法人民事信託普及協会

〒016-0862

秋田県能代市寿域長根 48-181

電話番号: 0185-74-6461

FAX 番号: 050-3730-2788

電子メール:

[office@shintaku-coordinate.org](mailto:office@shintaku-coordinate.org)

ウェブサイト:

<https://shintaku-coordinate.org>

### 《編集後記》

普及協会の設立から3ヶ月半で、私たちの仲間が誕生したということは、何より嬉しいことです。終活相談の相談件数は増加し、また相談内容が多様になっていますので、現在の社員だけでは、今後の対応が不十分になってしまいかねません。そういった意味で、仲間誕生は非常に心強く感じています。設立趣旨の2番目、「後継者の育成」のためにも、冬前には年内2回目の資格取得研修を実施したいと考えています。世間ではリスキングとカリカレント教育などが取りざたされています。ご興味のある方は左記サイトまで是非お問合せください。